

佐賀県告示第三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十二日

佐賀県知事 古川康

一 保安林の所在場所

三養基郡基山町大字小倉字大久保二四六三

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県国土づくり本部森林整備課及び基山町役場に備え置いて縦覧に供する。)